第1357号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　（毎月1回15日発行）　1991年7月15日（月）(二)

# 基準解雇の不当性つく

## 中原組合長が主尋問で証言

### 不当解雇訴訟 15回口頭弁論

三池不当解雇訴訟の第十五回口頭弁論が六月二十六日、午後一時十分から福岡地裁三〇一法廷で開かれ、原告側証人として中原一組合長が証言に立ち、原告側代理人の佐伯静治弁護士が二時間余にわたって主尋問を行いました。

中原組合長は基準解雇に一貫して反対してきた立場を証言した。（報告集会で）

証言に先立ち、「三池炭鉱の合理化と災害の歴史」と題して、①昭和二十八年の企業整備合理化、②三十四年一月の第一次合理化、③八月の第二次合理化と三池争議、④三十八年の第三次合理化、⑤合理化と災害（三川鉱炭塵爆発、三川鉱坑内火災、有明鉱坑内火災）についての陳述書（甲第四十三号証）を提出し、会社の長年にわたる合理化と災害の責任を明らかにしました。

主尋問では、三年連続の合理化についての事実関係を明らかにした上で、基準解雇に対する三池労組の態度と要求に基づいて、以下の点を明らかにしました。（要旨）

一、指名解雇につながる合理化提案

①従来から、労働強化に反対し、職場環境改善、保安確保のために人員充足を要求してきた。

②希望退職は、勧奨・強要でなく、あくまで個人の意思が尊重されなければならない。

③希望退職者数が満たない場合、基準該当者全員が解雇になるのは指名解雇だ。

④社会的趨勢、個々の生活設計、再就職の困難性、労働能力、いずれから見ても解雇基準は冷酷非情であり、不合理である。

二、労働者への犠牲強要

①合理化実施の経過を見ても、提案の「最優良炭鉱」「安定した操業」にはなっていない。

②就業規則にある定年制が崩されれば、雇用の目途もなく、生活基盤が破壊される。

③六十一年上期には百人を新規採用し、翌年は希望退職では、労働者の使い捨てだ。

④管理職層には解雇はなく、辞職しても関連会社に受け皿がある。犠牲は労働者だけだ。

三、第八次政策の〝国内炭つぶし〟

①六十年のレーガン・中曽根会談後、「前川レポート」が作られ、産業構造調整の立場から石炭産業の大幅な縮小路線が敷かれた。

②石炭需要が増大する中で、大商社や大企業、三井鉱山が海外炭の開発・輸入を進め、わが国で唯一のエネルギー資源が放棄される。

③石炭資本が政策に迎合した結果、初年度から各山で閉山・縮小合理化が相次いだ。

四、経営努力と展望の欠如

①政策だから仕方がないという姿勢は、将来への展望もなく、経営努力を放棄するものだ。

②例えば、合理化回避のためには所有地の売却はしなかったが、昨年度は百二十一億円の売却益を得ている。

五、三井鉱山、三井グループの社会的責任

①八次策は、石炭企業の自己努力とともに、親会社、関連企業の支援を促しているが、三井鉱山が海外炭の開発・輸入に狂奔することは、自分の手で自分の首を絞めることになる。

六、雇用・地域対策の欠如

①大牟田・荒尾は三井の発祥・発展の地であり、城下町だけに炭鉱の縮小、大幅な人減らしは地域社会に深刻な影響を与える。

②再就職に当たっては、年齢と地元指向がネックであり、地元での就職はない。関連企業への雇用や、企業開発・誘致などの努力をしていない。

七、合理化による保安体制の弱体化

①人員不足で、十分な災害・事故防止、事前のチェックなどが困難になる。

②特殊な現場であり、熟練工や長年の経験・勘をもった労働者が一度にいなくなる。

八、労働強化と劣悪化する労働条件

①暗黒、高温多湿、騒音、狭隘、災害率が高い現場であり、一挙に人員が減ることによって作業密度が上がる。

②職種毎の作業内容、領域区分が崩れる。

③地下労働であるにもかかわらず、賃金、期末一時金、退職金、さらに福利・厚生など他産業に比較して年々格差が拡大し、劣悪である。

※　以上のような理由から、基準解雇は認められないという立場で一貫して取り組んできた。

九、協議を尽くしたかどうか

①説明、応答など短時間で誠意がなかった。

②合理化実施後の展望についても「不透明」という理由で示さなかった。

③「誠実団交の開催」を求めて福岡地労委に斡旋を要請したが、会社は拒否した。

公判終了後、弁護士会館で報告集会を開き、佐伯弁護士と中原組合長からそれぞれ報告を受けました。次回は九月二十五日（水）午後二時から被告会社側の反対尋問が行われます。

## 健康が第一

大牟田ブロック　酒本ミチエ

毎日を元気で過ごしている時は、健康であることを当たり前のように思って、あまり気を使わないのが普通です。

今年の一月に急に背中が痛み、二、三日でよくなるだろうと軽く考えていましたら、そのうちに手がしびれ、のどが痛くなり、熱が続いてだんだん食欲もなくなりました。

四月に入るとますます悪くなる一方です。ダイエットでやせるのはうれしいのですが、病気でやせるのはとても不安です。「もしかしたら」と、つい悪い方に考えてしまいます。

地域では、交替で選挙の炊き出しをして頑張っている時期でしたので、申しわけない気持でいっぱいでした。そんな時「心配しないで早く元気になって」と、仲間の励ましに胸が熱くなりました。

ぶだん口数の少ない夫ですが、私が寝込んでから「気分はどうか」「顔色が悪かねぇ」と、いろいろ心配してくれ、姑は弁当を作るのが苦手ですが、朝早く起きて夫の食事、そして私の食事、買物、そのほか雑多なことで大変忙しい毎日でした。心から感謝しています。

夫が姑に「良かったなぁ―元気になって」と、一言つぶやいた時は、胸にジーンときました。

五月一日、地域分会と主婦会でメーデー団結集会が開かれ、手づくりの料理をいただきながら、あれこれと語り合い、最後に「炭鉱の子」「炭鉱の娘」などを皆んなで合唱し、なごやかな集会になりました。

思いがけず何カ月も病気をしてしまって、家族やまわりの人びとに大変迷惑をかけてしまったことを反省しながら、今は体力づくりにと「ラジオ体操」、「歩け歩け運動」を実行して、自分で健康に心がけているこの頃です。

## 三池不当解雇訴訟団 定期総会のお知らせ

とき　7月19日（金）午前10時
ところ　三池労組事務所

## 囲碁大会のお知らせ

三池労組囲碁愛好会では囲碁大会を催しますので多数ご参加下さい。

とき　7月21日（日）午前10時
ところ　組合会議室

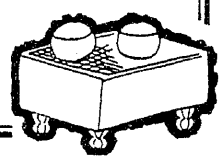

## 敬弔

草野写志さん（一分会・五十歳）七月七日永眠、八日葬儀。住所は大牟田市歴木五二四上尻永社宅七棟。

関義雄さん（11・9CO患者・八十二歳）六月二十三日永眠。住所は千葉県茂原市六田台一九九。

お二人に心から哀悼の意を捧げご冥福をお祈り致します。

# ここが問題〝小選挙区制〟

## 早わかり問答（1）

### 小選挙区制とは

定数一議席の選挙区のこと。その選挙区で最高の得票数を得た候補者だけが当選する仕組みです。一位だけが議席を獲得するため、二位以下の得票はすべて死票となります。

新聞社などの試算によると、小選挙区だけで自民党は九割台の議席を獲得し、四十三都府県での議席独占もあり得るといいます。公明、共産、民社などの当選はほぼ不可能で、これら政党の支持者を中心に、県によっては五〇%台、六〇%台の死票が発生すると見込まれています。

つまり、小選挙区制の最大の欠陥は「民意を正確に反映しない」という点にあります。少数政党の支持者をはじめ、国民の多様な声や政治意識を政治に反映する道が断たれてしまいます。

政府・自民党の政治改革関連法案は、全国に三百の小選挙区を設け、百七十一人を選ぶ比例代表選挙と組み合わせる（小選挙区比例代表並立制）、としています。自民党は四割台の得票で八割に近い議席（三百六十五）を得ます（北海道新聞6・19）。大政党に実力以上の議席を保証し、中・小政党には実力以下の議席しか与えない制度です。

### 中選挙区制は

自民党は「同じ政党の候補者同士が争うから、カネもかかるし政策本位の選挙にならない」として、中選挙区制を批判、小選挙区制が必要と言います。

中選挙区制は定数が三人～五人の選挙区のこと。自民党の場合、派閥単位で候補者が競り合うため、政策そっちのけで金権選挙を繰り広げていますが、これは自民党内部の問題です。制度改革より自己改革にまず取り組む必要があります。

とはいえ、中選挙区制がベストとはいえません。野党にとっても「『自民党にヒトアワ吹かせたい』と考えている有権者を考えると、野党候補同士の共食い共倒れ現象も問題であろう」（西平重喜『日本の選挙・世界の選挙』）と言われています。

自民党より多くの議席を取ろうとしても、野党の選挙協力や票割、同じ政党からの複数立候補などが困難なのも事実。問題は中選挙区の欠点をどう解決するかです。自民党は即、小選挙区制だといいますが、さまざまな方法もあります。例えば、比例代表制なら共倒れせず、派閥の競り合いも不要になります。

× ×

一票の格差二・一五倍、市区分割、飛び地。憲法がズタズタに見える小選挙区制区割り地図。

× ×

自民、小選挙区制の党議決定を強行。反対も少数意見も踏み越えて―。国会のリハーサルか。

× ×

新聞論調に小選挙区制批判なし。それもそのはず、審議会にマスコミの親分衆がズラリ。

## お礼

四月十一日付で定年退職された西川登志夫さん（荒尾市宮内九八二の三）から、定年退職記念として電話機一式をいただきました。ありがとうございました。